

名桜大学国際学群教授会規程

(平成6年4月1日制定)

(趣旨)

第1条 この規程は、名桜大学学則第6条の2第2項に基づき、名桜大学国際学群教授会（以下「教授会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 教授会は、国際学群の専任の教授をもって組織する。

2 教授会が必要と認めるときは、准教授及び助教及び助手を教授会の構成員とすることができる。

(審議事項)

第3条 教授会は、次に掲げる事項を審議し、学長が決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

- (1) 学生の入学、卒業に関すること。
 - (2) 学位の授与に関すること。
 - (3) 教育課程の編成に関すること。
 - (4) 教育研究業績の審査に関すること。
 - (5) その他学長が必要とする教育研究に関する重要事項に関すること。
- 2 教授会は、前項に規定するもののほか、次の各号に掲げる事項を審議し、及び学長の求めに応じ、意見を述べることができる。
- (1) 学群に係る規程の制定及び改廃に関すること。
 - (2) 教育方針、教育プログラムに関すること。
 - (3) 学群改組等の教育研究組織に関すること。
 - (4) 教育研究に関する自己点検・評価に関すること。
 - (5) 授業科目の名称、単位数、履修方法等に関すること。
 - (6) 学生の身分等に関すること。
 - (7) 編入学、転入学、再入学、転学部及び転学に関すること。
 - (8) 学生の厚生補導に関すること。
 - (9) 研究生、科目等履修生、委託生及び特別聴講学生に関すること。
 - (10) 教員の採用、昇任、配置等の発議に関すること。
 - (11) 学群運営及び予算に関すること。
 - (12) その他学群の運営及び教育研究に関する重要事項
- 3 教授会は、前項各号に掲げる事項について調査検討を行うため、必要に応じて常設又は特別の委員会を置くことができる。

(教授会の招集及び議長)

第4条 学群長は、教授会を招集し、その議長となる。

2 教授会は、原則として毎月1回定例会議を開くものとする。ただし、必要がある場合には、臨時に会議を開くことができる。

3 学群長は、教授会構成員の3分の1以上の者から特定の事項を議題とする教授会開催の求めがある場合は、速やかに会議を開催しなければならない。

(議事)

第5条 教授会は、会員の過半数の出席がなければ、議事を開き、議決することはできない。

2 教授会の議事は、出席者の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取)

第6条 教授会は、必要があると認めたときは、構成員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(教授会の議事録)

第7条 教授会に、議事録を備え、会議の日時、場所、出席者及び議事の概要を整理記載する。

2 議事録は、会議ごとに議長及び議長の指名する会員2人の署名を受けるものとする。

(庶務)

第8条 教授会の庶務は、教務課において処理する。

(補則)

第9条 この規程に定めるもののほか、教授会の運営に関し必要な事項は、教授会が別に定める。

2 この規程の改廃は、教授会の議を経て、学長が行う。

附 則

この規則は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成8年2月21日から施行する。

附 則 (平成10年3月31日)

この規則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年3月17日)

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年3月19日)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。